

生活
パロット

利用料を請求される事例も発生していますので、注意してください。主な事例を紹介します。

「会ったときに利用料と300万円を渡す」という申し出を信じて、メールを多数送受信しているうちに多額

【事例1】 無料の懸賞
アイネスにおける2009年度の消費生活相談の概要がまとまりました。商品や役務ごとに、出典は各業者によるものです。

【事例2】無料ウェブサイトを利用していくところ、知らない人

無料サイト見るつもりが

とに見た苦情相談では、インターネットを通じての情報提供サービス（デジタルコンテナツ）に関する相談が最も多くなっています。当アラザに寄せられた相談では、高額な料金はこちらが負担され、会ったときには月々50万円あげるので、料金など相談に乗つてしまふなど相談に乗つてほしい」と頼まれた。

いつか高額な利用料に

し、相手に勧められると思われますが、立証まま有料サイトに移行し、メールを続けていたところ、出会うこともできず、またサイト料金負担の約束も守られず、多額の料金が掛かってしまった。このような事例では、コンビニで電子マネーを購入したり、クレジットカード決済で数百万円も利用してしまったなど高額に至るケースが多く発生しています。出会い系サイトの相手は、悪質なサイトの運営業者の通称「サクラ」（会員に成り落ました従業員）だ

し、相手に勧められると思われますが、立証まま有料サイトに移行し、メールを続けていたところ、出会うこともできず、またサイト料金負担の約束も守られず、多額の料金が掛かってしまった。このような事例では、コンビニで電子マネーを購入したり、クレジットカード決済で数百万円も利用してしまったなど高額に至るケースが多く発生しています。出会い系サイトの相手は、悪質なサイトの運営業者の通称「サクラ」（会員に成り落ました従業員）だ

は困難です。また、占いやアイドル・懸賞・ゲーム・無料小説サイトなどに登録後、出会い系サイトからメールが届き、トラブルに巻き込まれるケースがありますので、注意が必要です。このようなトラブルに巻き込まれたら一人で悩まず、できるだけ早くainesや近くの消費生活相談窓口に相談してください。（県消費生活・男女共同参画プラザ＝アイネス、☎0997・534・0999＝消費生活相談電話）